

「危険物の危険性評価及び判定基準等について」の一部改正について

令和3年2月
航空局安全部運航安全課

1. 改正の背景

航空機を用いた爆発物等の輸送については、国際民間航空条約附属書第18及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針(以下「ICAO-TI」という。)に準拠して、航空法(昭和27年法律第231号)第86条第1項及び航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第1項において原則として禁止しているが、航空法施行規則第194条第1項第9号並びに同条第2項第1号、第3号及び第4号に基づいて定められた「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和58年運輸省告示第572号)」において、例外として輸送許容物件及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めている。

今般、国際民間航空機関において、新型コロナウイルス関連医薬品の円滑な航空輸送のための一部輸送基準緩和を目的として、ICAO-TIが緊急改正された。我が国においてもこれに対応するため、上記の国内基準等の細目を定めた「危険物の危険性評価及び判定基準等について(令和2年12月28日付国空航2826号)」について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) リチウム電池を内蔵した機器を輸送する場合の要件について、当該電池を内蔵したデータロガー等が新型コロナウイルスワクチンと共に収納された場合に、外装マーキング等の一部要件に適合しないことができるとしているが、その対象を新型コロナウイルス感染症に係る医薬品全般と共に収納された場合に拡大する。
- (2) 当該医薬品を輸送するための空容器をデータロガー等が収納された状態で輸送する場合も、航空会社との事前調整を条件として上記(1)と同様に取り扱うこととする。

3. スケジュール

公布及び施行: 令和3年2月24日